

核燃サイクルの終焉にむけて！

高レベル廃棄物の最終処分地拒否 発生源の再処理を断つ

そのために今 **何をすべきか** を語り合おう
何ができるか



2020.11.11 共同通信

反核燃秋の共同行動2020（むつ・青森）

2020.11.14 むつ来さまい館
2020.11.15 ねぶたの家 ワ・ラッセ



廃炉作業中の東海再処理工場

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所ホームページより

核燃サイクル阻止 1万人訴訟原告団
代表（弁護士）浅石紘爾

原告団事務局 八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
電話・FAX 0178-47-2321
E-Mail 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

中間貯蔵の前提条件は崩れている

前提条件

1. 政策的条件

①使用済燃料対策 ②核燃料サイクル（再処理）の確立

2. 社会的条件

3. 法的条件 – 原子炉等規制法§43条の5（許可基準）

- 3-1 平和利用目的（1号要件）
- 3-2 技術的能力・経理的基礎（2号要件）
- 3-3 災害防止上の支障（安全性）

4. 最終処分方策の確立

操業ハードル

- 2007.3.22 許可申請
- 2010.5.13 許可
- 2010.8.31 着工（1号機3000トン）
- 2013.8.29 貯蔵建屋完成
- 2014.1.15 事業変更許可申請
- 2020.9.2 審査書（案）を了承
- 2020.10.2 パブコメ提出期限
- 2020.11.11 審査書の確定（=変更許可）
設工認
追加工事・使用前許可
安全協定締結
- 2021年度 操業目標時期（7回目の延期）

前提条件 1 - ① 使用済燃料対策 (第5次エネルギー基本計画)

処理・処分の4つのシナリオ

- ①全量再処理 ②部分再処理 ③当面貯蔵 ④全量直接処分
- ・基本計画は再処理推進であるが①～③については明記していない。
- ・④の直接処分については、研究開発中。
- ・中長期的に柔軟な対応 (②～④の余地を残す)

中間貯蔵の位置づけ

- ・貯蔵能力の拡大 (中間貯蔵施設・乾式貯蔵施設の建設・活用促進)

背景

①使用済燃料の現在量・将来発生量

- ・現在の保管量 19,030トン (2020年9月現在)
- ・原発計 16,060トン+六ヶ所再処理工場2,970トン

- ・将来の発生量 (予測) 35基40年稼働 29,900トン
- 35基60年稼働 43,400トン

※福島原発事故前に54基を数えていた原発のうち廃炉21基、再稼働9基、許可5基 (含女川)、審査中10基、未申請8基

- ・キャスク貯蔵施設の概要 (原子力市民年鑑より)

②中間貯蔵の必要性

- ・最終処分が確立するまでの間使用済燃料を安全に管理する必要がある。
- ・貯蔵容量の余裕が少ない (右図参照)
- ・原発の稼働対策として貯蔵能力を強化する必要がある。

今や原子力政策・核燃サイクルの重要対策の一つ。

→中間貯蔵がスムーズに運べば原発延命+再処理撤退 (電力の思惑) べきである。

使用済み燃料キャスク貯蔵施設の概要

	最大貯蔵量・計画	貯蔵実績 (2012年3月末)
東京電力福島第一原発	保管建屋 155トン (37体/基×12基 52体/基×8基)	74トン (37体/基×4基 52体/基×5基) 震災被災→仮保管設備
日本原子力発電 東海第二原発	250トン (61体/基×24基)	159トン (61体/基×15基) 他に空キャスク2基
リサイクル燃料貯蔵 リサイクル燃料備蓄センター (21年度操業開始予定)	5,000トン (1棟目 3,000トン 2棟目 2,000トン) (東京電力分 4,000トン 日本原電分 1,000トン)	—
中部電力浜岡原発 (18年度運用開始予定)	400トン (約2,200体 約32基)	
九州電力玄海原発 (27年度運用開始予定)	440トン (約960体 約40基)	
四国電力伊方原発 (23年度運用開始予定)	500トン (約1,200体 約45基)	

計 6,745トン

各原発の使用済燃料貯蔵量と貯蔵容量 (2020年9月現在・電事連)

発電所	貯蔵量	管理容量	貯蔵率 (%)
泊	400	1,020	39
女川	480	860	55
東通	100	440	22
福島第一	2,130	2,260	94
福島第二	1,650	1,880	87
柏崎刈羽	2,370	2,910	81
浜岡	1,130	1,300	86
志賀	150	690	21
美浜	470	760	61
高浜	1,290	1,730	74
大飯	1,710	2,100	81
島根	460	680	67
伊方	720	930	77
玄海	1,010	1,190	84
川内	1,000	1,290	77
敦賀	630	910	69
東海第二	370	440	84
合計	16,060	21,400	75
六ヶ所再処理工場	2,970	3,000	99

法整備

- ・2012年6月原子炉等規制法を改正・§43の4を追加新設

新增設の事態

福井県知事は使用済燃料の県外搬出を約束。

しかし、中間貯蔵場探しは難航 (和歌山) している。

※他に候補地が決まらなければ、本施設の増設もしくは近傍に新設される可能性が高い (地元合意を取り易い)

※貯蔵能力を超えた使用済燃料は移動して集中貯蔵せずに、敷地内で分散貯蔵す

再処理と直接処分の比較

		再処理	直接処分	摘要																								
コスト		<table border="1"> <tr> <td>中間取りまとめ (2004年新長計)</td> <td>1.5 ~ 1.8 倍</td> </tr> <tr> <td>OECD (経済協力開発機構)</td> <td>1.1 倍</td> </tr> <tr> <td>1994年試算 (総エネ調) バックエンド 核燃料サイクル</td> <td>3.8 倍</td> </tr> <tr> <td>原子力委員会 (1994年試算)</td> <td>1.8 倍</td> </tr> <tr> <td>原子力環境整備センター試算 (1998年)</td> <td>1.5 ~ 2.4 倍</td> </tr> <tr> <td>電事連試算 (平成6~7年度)</td> <td>2 ~ 4 倍</td> </tr> <tr> <td>高木仁三郎氏 (『MOX 総合評価』)</td> <td>1.36 ~ 1.43 倍</td> </tr> <tr> <td>山地憲治東京大学教授 (原子力未来研究会代表)</td> <td>2.5 倍</td> </tr> <tr> <td>豊田正敏日本原燃最高技術顧問</td> <td>1.68 倍</td> </tr> <tr> <td>ドイツ会計検査院 (1993年)</td> <td>約2倍</td> </tr> <tr> <td>原子力委員会 (2011年10月25日試算公表)</td> <td>2倍以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約2倍</td> </tr> </table>		中間取りまとめ (2004年新長計)	1.5 ~ 1.8 倍	OECD (経済協力開発機構)	1.1 倍	1994年試算 (総エネ調) バックエンド 核燃料サイクル	3.8 倍	原子力委員会 (1994年試算)	1.8 倍	原子力環境整備センター試算 (1998年)	1.5 ~ 2.4 倍	電事連試算 (平成6~7年度)	2 ~ 4 倍	高木仁三郎氏 (『MOX 総合評価』)	1.36 ~ 1.43 倍	山地憲治東京大学教授 (原子力未来研究会代表)	2.5 倍	豊田正敏日本原燃最高技術顧問	1.68 倍	ドイツ会計検査院 (1993年)	約2倍	原子力委員会 (2011年10月25日試算公表)	2倍以上		約2倍	
中間取りまとめ (2004年新長計)	1.5 ~ 1.8 倍																											
OECD (経済協力開発機構)	1.1 倍																											
1994年試算 (総エネ調) バックエンド 核燃料サイクル	3.8 倍																											
原子力委員会 (1994年試算)	1.8 倍																											
原子力環境整備センター試算 (1998年)	1.5 ~ 2.4 倍																											
電事連試算 (平成6~7年度)	2 ~ 4 倍																											
高木仁三郎氏 (『MOX 総合評価』)	1.36 ~ 1.43 倍																											
山地憲治東京大学教授 (原子力未来研究会代表)	2.5 倍																											
豊田正敏日本原燃最高技術顧問	1.68 倍																											
ドイツ会計検査院 (1993年)	約2倍																											
原子力委員会 (2011年10月25日試算公表)	2倍以上																											
	約2倍																											
高レベル 廃棄物	体積	ガラス固化体 約1,400m ³ ▲30~40%	使用済燃料 約3,800~5,200m ³	新計画策定会議資料より																								
	処分場面積	ガラス固化体 〔約14万m ² 〕 ▲1/2~2/3	使用済燃料 〔約21~25万m ² 〕																									
低レベル	体積	約1.9万m ³	約1.5万m ³	再処理すると低レベルが体積で1.26倍に、面積で1.54倍に増える (上記資料より)。東海再処理工場16倍、ラ・アーク6.7倍 (原子力資料情報室試算)																								
	処分場面積	約1.7万m ²	約1.1万m ²																									

前提条件 1 – ② 核燃料サイクル・再処理の確立

2020.7.29 原子力規制委員会は六ヶ所再処理工場が法定要件と新規規制基準に適合するとして、変更許可を下した。しかし、再処理を取り巻く情勢は、明らかな **破綻状態** を示している。

破綻項目		解説
資源の有効利用 (プルトニウム・リサイクル)	高速増殖炉計画 もんじゅ廃炉	2018.3.28廃止措置認可 実施主体：日本原子力研究開発機構。 廃炉費用1兆円か。全体工程（2018～2047 30年間。4段階） 核燃料サイクルの要の一つがなくなり、六ヶ所再処理を動かしてプルトニウムを作る必要がなくなった。
	プルサーマル計画の停滞	2000年の長計では、2010年までに16～18基でプルサーマル計画。しかし、現在の再稼働原発はわずか4基。今後増える見込みなし。→MOXを作る必要性がない
	高速炉計画の挫折	もんじゅ廃炉後の核燃料サイクルとして登場。MOX燃料を利用した資源の有効利用、高レベルの減容、有害度の低減を目指す。仏のアスリッド計画に便乗して研究開発を進めるも、資金面で難航。計画挫折すれば再処理工場でMOXを作る必要はなくなる。
核不拡散	余剰プルトニウム	平成30年7月4日 政府がエネルギー基本計画。プルトニウム保有量の削減方針を閣議決定。 平成30年7月31日 原子力委員会決定。保有量に上限を設け、国（再処理機構）はプルサーマル実施に必要な分だけ再処理量を管理。六ヶ所再処理工場から出るプルトニウム量は最小限に。全量再処理路線の見直し
	日米原子力協定	2018年7月16日に自動延長となり、相手国の一方的申入れで協定を終了させることが可能となった。米国側から、核不拡散の見地から我国のプルトニウム政策について、しばしば非難や懸念が寄せられており、これが外圧となり上記のプルトニウム削減の閣議決定が原子力委員会方針につながった。米国の新しい民主党政権下で、六ヶ所再処理工場の一時凍結（モラトリアム）を提唱するブレイン・シンクタンクの影響により協定打ち切りなどの議論が予想される。
原発ルネッサンスの閉幕		原発産業（東芝、日立、三菱重工）の凋落 原発輸出政策の失敗（イギリス、ベトナム、トルコ・・・） 3・11事故の影響・原発建設費の高騰が原因
高レベル最終処分の行きづまり		地震と火山大国の日本列島に処分可能な安定・安全な適地を見つけることは不可能。 処分地選定までに30年かかるが、先行きは不透明→再処理政策継続の障害が解決されていない
高レベル廃棄物 処理のウソ	減容化	体積は再処理によって1/4～2/5程度減容。しかし、再処理と使用済燃料中の94%の回収ウランが廃棄物として残るので単純比較できない。 また、逆にMOXを燃やせば、新たな使用済燃料が発生しその分高レベルが増える。 更に、再処理に伴って発生する大量の低・中レベルを含めると廃棄物の総量は膨大となる。
	有害度低減化	使用済燃料中のウラン・プルトニウムを回収した後に残るマイナーアクチノイドを、「分離核変換法」を用いてそこから発熱性・長寿命のものを取り除く方法であるが、この技術は研究開発中で実用化されていない。

前提条件2 地元合意の成立と合意を遵守すること

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

(2005.10.19)

- §1 ①貯蔵建屋の使用期間（建屋供用開始から50年）
②貯蔵容器の貯蔵期間（容器搬入日から50年）

ただし、②の期間満了日の到来前に①の期限が到来した場合は、この期限の到来をもって②の期間終了とする
（建屋が容器より先にこわれたり使用不能になった事態を想定）

- §2 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出する

問題点

1. 事実上の最終処分地になるおそれ

- ・協定書には「搬出先」が明示されていない。
- ・電力会社が搬出元の原発サイトへの引取りを拒んだとき、再処理工場やほかの中間貯蔵場への移動搬入ができないとき、最終処分場の受入れ体制が整わない場合には、本施設は **なし崩し的に使用済燃料の最終処分場になる** 蓋然性が高い。
- ・審査書はこの点を不問。（更田委員長は、9月2日の会見で「搬出先が未定のまま、貯蔵が長期化することの懸念を示した。」）

2. 金属カスクの寿命

- ・設計上安全機能を有する期間は60年とされている。しかし、貯蔵期間50年を超えても上記のように搬出先が決まらなければカスクは建屋内で寿命を迎え、放射線は遮断機能を喪失した状態で放置されることになる。
- ・また、カスクの一次蓋に異常が発生した場合には、蓋を追加装着したうえで東京電力・日本原電に引渡すことになっているが、具体的な搬出場所は明記されていない。異常が50年後に発生した場合、協定会社が存在している保証はなく、そうなると未補修のカスクが放置されたままになるおそれがある。



出所：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

前提条件3 法的条件をクリアーすること

3-1 平和利用目的違反

現在我が国が保有している核分裂性プルトニウム在庫量は、国内8.86トン、海外45.47トン（2019年現在）。

プルトニウム利用が行き詰まり、プルトニウム余剰が解消されない状況のもとで、年間7~8トンものプルトニウムを作る再処理工場を稼働することは、日本の核武装を可能にし、核不拡散に逆行。

自民党政権の要人からプルトニウム保有と核武装必要論（潜在的核保有能力の維持）が提唱されている。

3-2-1 技術的能力

再処理工場は、これまで100件を超える大小の事故・トラブルを起こし、完工は延期を繰返し25年遅れ、技術的能力の無さを露呈している。

工場の設備機器は老朽劣化、高放射化している。施工認がすんなり出されるかは極めて疑問。

3-3 安全性

立地条件

規制委員会のゴーサインは出たものの、依然として活断層(地震)、火山噴火などの自然災害、航空機墜落などの人為事故の危険は払拭されていないし、重大事故対策の有効性も認められない。

耐震補強工事

耐震設計上の問題として、レッドセル化した個所の補強という難工事をクリアーできるかが本格操業の命運を左右している。（基準地震動700ガルの設計では耐震不足）

3-2-2 経済性（経理的基礎）

再処理工場の40年間の総事業費は13.94兆円（MOX燃料加工分2.3兆円を加えると約16兆円。内運転保守費約6兆円）と巨額。脱原発が加速する中で再処理の原料となる使用済燃料が減少し、採算がとれない（年間運転保守費は平均1500億円=1日4億円）。建設費用も高騰（7000億円→2兆9000億円、内7500億円が補強工事費）している。

電力自由化の中で、電力会社にとって再処理拠出金を負担することは重荷。

前提条件4 高レベル放射性廃棄物の最終処分方策の確立

放射性廃棄物とは

図1 原子力施設からの放射性廃棄物の現状

区分		形状	処分方法	廃棄物の出所	実施状況 (2020.1) 現在
高レベル	高レベル	ガラス固化体 使用済核燃料 高レベル廃液	深地層処分 (300m 以深)	使用済核燃料	処分地未定 現在の使用済燃料 (1.8 万トン) を再処理すると 2.5 万本のガラス固化体発生。既存の(固化体は東海 247 本、六ヶ所 346 本、海外返還 1830 本、今後英国から 850 本+スワッピング 150 本。
				再処理廃棄物	
低レベル	比較的高い (TRU 廃棄物)	ガラス固化体 立方体形	余裕深度処分 (50-100m)	再処理廃棄物	処分地未定 (六ヶ所埋設センターに隣接か)
		立方体形		再処理廃棄物 原発解体廃棄物 (制御棒など)	
	比較的高い (廃炉廃棄物)	立方体形	浅地処分 (10m 程度)	原発定検消耗品	六ヶ所埋設センター (300 万本可能)
	比較的低い	ドラム缶(200)		燃料加工など サイクル施設	
極めて低い		浅地処分 (トレンチ)	原発解体廃棄物	原発敷地内で一部実施 JPDR 解体では 1700 トン処分	

高レベル放射性廃棄物問題への手引き (原子力市民委員会) から引用 (一部削除)

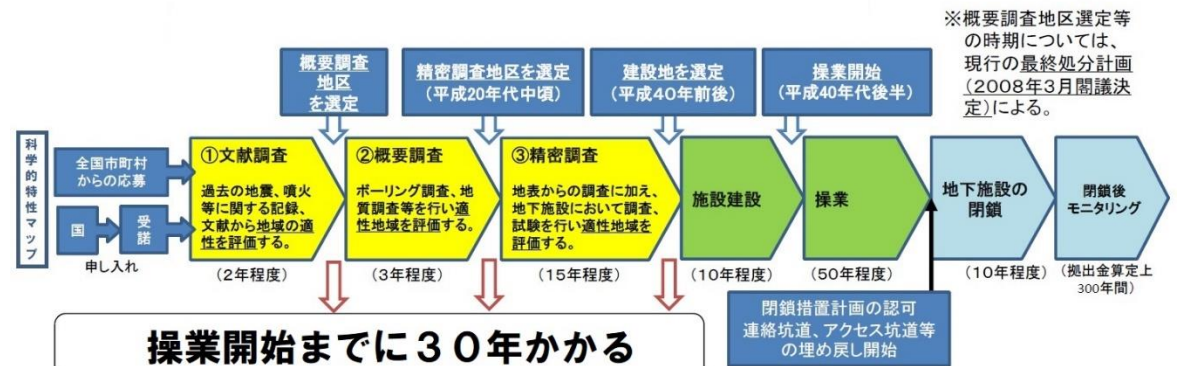
最終処分の規制

法律	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
責任主体	原子力発電環境整備機構 (NUMO) 本来は発生者責任の原則に則り電力会社でなければならない。
処分方法	地下300m以上の地層に埋設
処分地の選定	公募制→応募制 (科学的特性マップ)

法令上の区分

図4

廃棄の法令上の区分	廃棄物の種類	廃棄 (処分方策) の種類
第一種廃棄物埋設 (原子炉等炉規制法 §51 の 2・1 項 1 号) 放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすもの	第一種 ガラス固化体 海外再処理により発生した TRU 廃棄物	地下 300m 以上の地層に処分
	第二種 再処理・MOX 燃料加工により発生した TRU 廃棄物 (さや管、押し金具、ヨウ素 129 廃銀吸着剤など)	一般的な土地利用・地下利用に対して十分な余裕を持った深度 (地下 50~100m 程度) にコンクリートでトンネル型やサイロ型の人工構造物で作り埋設。
第二種廃棄物埋設 (同法 51 の 2・1 項 2 号) 上記以外のもの	比較的高いレベル	余裕深度処分
	比較的低いレベル (ドラム缶)	浅地中ピット処分 (300~400 年管理)
	極めて低いレベル	浅地中トレンチ処分 (単純な埋め立て・50 年程度の管理)
廃棄物管理 (同法 51 条の 2・1 項 3 号)	上記埋設その他の最終的処分がされるまでの間において行われる管理 (本施設による一時管理)	



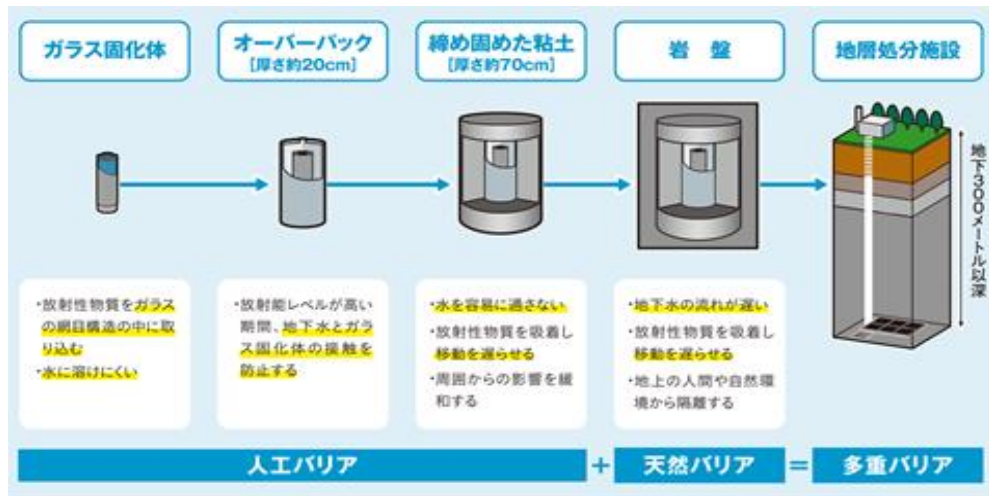
「放射性廃棄物WG中間とりまとめ」2014年5月に加筆

- 特性マップは文献調査の先取り。
- 20億円の文献調査交付金は、処分地選びの疑似餌。
- 手を挙げたら、原子力マナーの虜 (依存症) になってしまい後戻り困難

最終処分の安全性

1. 人工バリア 工学的健全性なし

数10万年の超長期間、ガラス固化体とその容器（オーバーパック）の健全性は保証されていない。



人工バリアと天然バリアの解説図

出所：資源エネルギー庁「放射性廃棄物の適切な処分の実現に向けて」
2017年6月16日

2. 天然バリアー日本列島に適地なし

① 地質環境—変動帯に位置

- ・ 北欧のような安定した地層はない
- ・ 日本列島は4大プレートに挟まれた地震帯、環太平洋火山帯の一部で世界一の火山集中地域

② 地下水環境

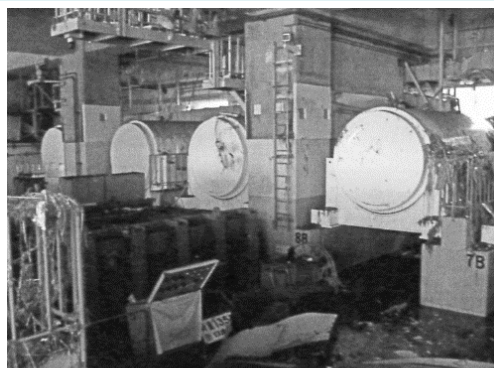
深地下構造の実測と地下水の動きの予測は不可能。
人工バリアの腐蝕による放射能漏洩の危険。

日本学術会議の提言

1. 50年間の暫定保管 最初の30年間で国民の合意形成と適地選定
残りの20年間で処分場建設（地上で乾式）

2. 使用済燃料の線量規制

使用済燃料貯蔵施設



福島第一原発の乾式貯蔵施設（事故後）
（「科学」Jun. 2012）



コネティカット・ヤンキー原子力発電所。41の
キャスクに412トンの使用済燃料が入っている。

図3-10 日本全土の原発から六ヶ所村への
使用済み核燃料の搬入

—1998年から始まったが…

〔共同通信社提供〕



広瀬隆著
「白熱授業日本列島の全原発が危ない！」

乾式貯蔵施設の概要



ドイツ北西アーハウスの使用済み核燃料中間貯蔵
施設建屋内に貯蔵された使用済み核燃料容器
出所：GNS Gesellschaft für Nuklear-Service mbH

青森県内の使用済燃料の行方は？

県内の貯蔵・保管場所、期間

種類	貯蔵・保管場所	貯蔵期間
ガラス固化体 TRU廃棄物	再処理工場 海外返還廃棄物管理施設	稼働期間（40年？） 30～50年
使用済燃料	再処理工場 東通原発 RFS	稼働期間 稼働期間 50年

※建設中 MOX燃料加工工場－TRU
大間原発－使用済燃料・使用済MOX燃料

確約や期間が守られる保証はあるか

1. 国の確約—実効性なし

- ・ 政権が変われば口約束が破棄される恐れ
- ・ 確約は「知事**の了解なしに**」は処分地にしないという条件付
- ・ 法的強制力を伴わない



東奥日報 2020.10.22

2. 覚書 —やはり実効性なし

- ・ 条件（再処理実施の困難性）成就の判断基準があいまい（日本原燃の一方的解釈で搬出先送り）
- ・ 「**施設外に**」とあるだけでどこへ搬出するのが全くあいまい。
- ・ 法的強制力を伴わない。

3. 中間（一時）貯蔵

- ・ 海外返還廃棄物（1830本）は、初搬入から25年経過し、搬出期限までにわずか5年を残すだけであり、50年の上限の場合には残り25年しかない。

最終処分場操業までに30年かかる計画に照らし、期限内搬出は不可能である。

- ・ RFS内の使用済燃料も貯蔵期間内に最終処分場が操業する保証はない。東電・日本原電が引取る担保もない。

約束が守られないときは

青森県・むつ市は「なし崩し的」に高レベルの最終処分場にさせられる。

では、どうしたら

—当面の運動課題

「拒否条例」制定請願署名運動の成功。

- ① 最終処分地拒否が県民の総意であることを知事・国・事業者を示す。
- ② 発生源を止めて、廃棄物のこれ以上の増大を阻止

それでも核燃・再処理を止めない理由は？

1. 政策変更リスク

(原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会資料より)

- 1 協力してきた地元との信頼関係を損なう→原子力政策への協力が得られなくなる。
- 2 使用済燃料など廃棄物の返還、搬入拒絶→原発停止の可能性
- 3 海外返還廃棄物が受け入れ不能となり国際問題

2. 潜在的核保有能力を失うことへの焦り

3. 日米原子力協定上の既得権 (ウラン濃縮・再処理) 喪失の危機感

4. 原子カムラの思惑

- ・日本原燃が倒産すると、株主にとって投下資本の回収不能、保証債務の履行、工場廃止に伴う原状回復費用の負担が発生。
- ・六ヶ所再処理工場をめぐる政・官・財・産業界に張りめぐらされた利権構造の一角が崩壊するのを防ぎたい

5. 巨大プロジェクト(国策)の宿命

- ・はじめる時に、絶対失敗しないシステム(法制度、政官財産業界の結集)を構築するから後戻りが容易でない。
- ・いったん決めたものを元に戻すことは責任問題に発展するので再処理廃止を言い出せない(言い出しっぺが損をする)
- ・権益(テリトリー)の縮小につながる。
- ・「コンコルドの誤り」に陥っている。
無駄とわかったらすぐ止めるのが合理的なのに、投じた費用を惜しんで撤退せず損害を拡大。

6. 必死の自衛策

拠出金制度を作り、国策民営を国策国営に変更して、日本原燃の延命と再処理事業の維持・継続基盤を自衛、保全。



コンコルド

1-1 政策変更リスク = 地元の信頼関係の内実

核燃・原発は青森県の地域振興にどのような寄与をしているのか（青森県の受益）

1. 原子力（核燃・原発）マネー

青森県の原子力政策に対する姿勢は

国策に協力する見返りとして受け取る原子力マネーに依存・原子力産業との共存を図る→国策破綻して原子力と共倒れのおそれがある。

2. 雇用・所得

- ◎日本原燃の県内出身従業員（63%）
- ◎下請業者
- ◎1人当たりの県民所得は平成25年度約242万円。47自治体中40位で立地の効果は上がっていない。

青森県	電源三法交付金	過去38年間の交付実績	約3,438億円
		平成30年度の交付実績	約1,370億円（青森県の歳入の20%）
	核燃料物質等取扱税（核燃料税）	過去25年間の徴収総額	約2,800億円
		平成30年度の徴収額	300億円（県税収1,450億円の20%）
むつ市	電源三法交付金	配分額	464億円（1981～2018）
		中間貯蔵交付金	2019年度から5年間で最大10億円（単年度最大5億円）
	核燃料税	配分額	約20億円（2012～2018）
		条例（核燃新税）	燃料のウラン1kg当り、受入れ1万9400円、貯蔵1300円。貯蔵開始から5年間で93億7400万円の税収（5年見直し）

ソフトランディングするために

県民が声をあげて県政の変革を

地元に対する代償措置

原子力マネー依存症から脱却できる環境整備→緩和策の提示

- ◎原子力に代わる地域産業振興（再生）策の公的支援
→地域産業と調和の取れた産業（工業など）の育成・推進、再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス）の導入・普及
- ◎核燃廃止措置に伴う補償制度（新たな交付金・助成金制度の創設）
- ◎雇用確保の法制度化 廃止ビジネスの活用
- ◎青森の地場産業である1次産業（農林水産）の更なる育成・振興の助成
- ◎新たな協定の締結

1-2 政策変更リスク = 原発停止

1. 原発停止

六ヶ所核燃基地関連の放射性廃棄物（使用済燃料など）の搬入拒否・返還（搬出）要求
むつ小川原港の管理者である知事の権限で入港拒否
知事による覚書の履行要求（施設外搬出）
六ヶ所村村議会の決議（2012.9.7）
→その結果、貯蔵率の限界を超えた原発が停止

覚 書

青森県及び六ヶ所村並びに使用済燃料再処理機構は、下記のとおり覚書を締結する。

記

再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県及び六ヶ所村並びに日本原燃株式会社が電気事業連合会の立会いのもと締結した覚書（平成10年7月29日締結）の趣旨を踏まえ、青森県及び六ヶ所村並びに使用済燃料再処理機構が協議の上、使用済燃料再処理機構は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

平成28年11月10日

青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾
青森県上北郡六ヶ所村大字尾敷字野附475番地
六ヶ所村長 戸田 衛
青森県青森市堤町二丁目1番7号
使用済燃料再処理機構
理事長 井上 茂



2020. 10. 31東奥日報

中間貯蔵交付金10億円

むつ市 国規則改正5年間で

むつ市の国規則改正5年間で、中間貯蔵交付金の交付が開始される。これは、中間貯蔵施設の利用が開始されることを示している。また、この交付金は、中間貯蔵施設の整備に活用される。むつ市長は、この交付金の交付を歓迎し、中間貯蔵施設の整備が完了すれば、中間貯蔵施設の利用が開始されることを期待している。

2019. 3. 30東奥日報

2. むつ「リサイクル燃料 備蓄センター」の使用拒否

今何をすべきか 何ができるか

1. 国内世論の喚起

原子力政策の根本的見直し
そのためには政権交代が必要

- 再処理廃止の世論形成
 - ・そのための情報提供、インターネットの活用、マスコミとの連携
 - ・反核署名の成功（現在「止めよう再処理100万人署名」実施中
- ・ **原発ゼロ法案**（別紙2）の成立。抛出金法の国会附帯決議（別紙3）の実現
- ・ 電力労連に牛耳られている連合の体質変革
- ・ 代替エネルギー（再生可能エネルギー）の促進
- ・ 電力自由化促進 不合理な電気料金（再処理・最終処分費用の利用転嫁）の徴収をストップさせる。新電力に対する規制緩和（送電線の解釈）

2. 国際世論への働きかけ

- ・ 余剰プルトニウムの実態と核拡散の危険性を訴える
- ・ 日米原子力協定の打切り
- ・ 六ヶ所再処理工場の一時凍結（モラトリアム）

3. 県知事への働きかけ

- ①安全性を第一義とした国策協力一辺倒の姿勢の反省を求める。新潟県の「原子力発電所事故に関する検証総括委員会」のような県独自の検証体制設置を要求。
- ②放射性廃棄物を人質にとったタカリ体質を糾弾。

4. 原発の再稼働 再処理工場の操業 を許さない運動

東通原発の再稼働阻止、プルサーマル原発（申請中の泊、浜岡、島根などを含む）の再稼働阻止、大間原発の建設中止、MOX燃料加工工場の建設中止、再処理取消裁判の勝利

5. 高レベル最終処分場の拒否

- ・ 核のごみ処分問題の解決がないままに再処理を継続してはならない（負の遺産を残してはならない）
- ・ スタートした青森県の **「高レベル廃棄物拒否条例」制定運動** を全国自治体へ広める

ただ、既成の使用済燃料については、住民合意と安全性確保を前提としてサイト内貯蔵・中間貯蔵・直接処分のオプションについて国民的議論を尽す。

6. 安全規制の監視

—安全神話の愚を繰り返さないため、規制委員会と規制庁の改革（独立性、公正・中立性）と新規制基準の改正と審査の公正性を確保

※建設中のMOX燃料加工工場の鉄筋3100本が腐食しており、交換必要との報道（2020.11.12）。10月8日に発表された審査書（案）は、この事実を見逃していた。

7. 実効性ある原子力防災の確立と地域住民の安全確保

原発なくても電気は足りている、再生可能エネルギーの促進を

原発なくても電気は足りる

青森は自然エネルギーの宝庫

太陽光 = 原発 10 基分

予備率3%以上
今冬も安定供給
大手電力9社

の
者
の
厳寒でも予備率6.1%
を除く大手電力9社は供給
余力を示す予備率を提示。
寒さが厳しく暖房需要が伸

東北電今冬需給見通し

(2019年)

2020年7月8日

風力発電 本県41万基 10年連続1位

洋上構想進めば大幅増も

経済産業省が発表した2019年度の風力発電実績は、本県が41万基と10年連続1位だった。洋上構想を進めれば大幅増も期待されている。

2019年度の風力発電実績 (単位: 千基)

1	北海道	999,440
2	青森県	960,734
3	秋田県	884,973
4	三重県	409,330
5	福島県	324,845

2019年度の風力発電実績 (単位: 千基)

1	北海道	999,440
2	青森県	960,734
3	秋田県	884,973
4	三重県	409,330
5	福島県	324,845

東奥日報2018.7.16

2020年(令和2年)9月27日(日曜日)

再生エネルギー発電 原発を超える

19年 世界で急増、コストも優位

再生可能エネルギーと原発の発電量比較グラフ

再生可能エネルギーと原発の発電量比較

2010年 11 12 13 14 15 16 17 18 19

再生可能エネルギーと原発の発電量比較

2010年 11 12 13 14 15 16 17 18 19

2015.10.10 千代田

太陽光供給電力倍増

今夏需要ピーク時 6.4%、原発10基分

太陽光発電の推移

電力供給に占める割合

出力

2012年13 14 15

※夏の需要ピーク時。経済産業省まとめ

平成30年7月31日
原子力委員会決定

我が国の原子力利用は、原子力基本法にのっとり、「利用目的のないプルトニウムは持たない」という原則を堅持し、厳に平和の目的に限り行われてきた。我が国は、我が国のみならず最近の世界的な原子力利用をめぐる状況を俯瞰し、プルトニウム利用を進めるに当たっては、国際社会と連携し、核不拡散の観点も重要視し、平和利用に係る透明性を高めるため、下記方針に沿って取り組むこととする。

記

我が国は、上記の考え方にに基づき、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはない。

- 再処理等の計画の認可（再処理等拠出金法）に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマル稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。その上で、生産されたMOX燃料については、事業者により時宜を失わずに確実に消費されるよう指導し、それを確認する。
- プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限とし、再処理工場等の適切な運転に必要な水準まで減少させるため、事業者に必要な指導を行い、実現に取り組む。
- 事業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む。
- 研究開発に利用されるプルトニウムについては、情勢の変化によって機動的に対応することとしつつ、当面の使用方針が明確でない場合には、その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する。
- 使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を着実に実施する。

加えて、透明性を高める観点から、今後、電気事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を改めて策定した上で、毎年度公表していくこととする。

※六ヶ所再処理工場は2021年度上期、MOX燃料加工工場は2022年度上期に竣工を計画。

以上

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（通称：原発ゼロ基本法案）（概要）

2018.3.9衆議院の共同提出（立憲民主・共産・自由・社民・無所属の会）

目的

原発廃止・エネルギー転換（※）を実現するための改革に関し、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに推進計画の策定等について定めるとともに、推進本部を設置することにより、改革を総合的かつ計画的に推進

（※）全ての実用発電用原子炉等が廃止されるとともに、電気の需要量の削減及び再生可能エネルギー電気の供給量の増加によりエネルギーの需給構造が転換されることをいう

基本理念

全ての実用発電用原子炉等の速やかな停止及び計画的・効率的な廃止

電気の需要量の削減

再生可能エネルギー電気の供給量の増加

基本方針

- 全ての実用発電用原子炉等の廃止及び使用済燃料・放射性廃棄物の管理・処分に関する国の関与の在り方を検討
- 地域住民の安全確保
- 運転期間の延長を認めないこと、新増設・リプレースの禁止
- 使用済燃料の再処理は行わない
- 原発・再処理を廃止する事業者等への支援等
- 再生可能エネルギー源等の原子力以外のエネルギー源の利用への転換
- 周辺地域の雇用・経済対策

・公共施設における省エネの推進
・事業活動における省エネの促進
・建築物のエネルギー消費性能の更なる向上
・熱について再生可能エネルギー源及び廃熱の利用の促進
・分散型エネルギー利用の促進

・公共施設における再生可能エネルギー利用の推進
・電気について再生可能エネルギー源の利用の促進
・送配電事業の分離、電力系統の適正化
・「エネルギー協同組合」制度の創設

目標

☆法施行後5年以内に、全ての実用発電用原子炉等の運転の廃止

☆2030年までに30%以上削減（2010年比）

☆2030年までに電気供給量に占める割合を40%以上

引用：立憲民主党ホームページ「法案概要」